

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨

1 異議申立ての経過

- (1) 平成9年10月24日～平成10年4月30日 本件開示請求
 - (2) 平成9年11月7日～平成10年5月14日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定
 - (3) 平成10年1月6日～平成10年7月6日 本件異議申立て
- なお、異議申立ての内訳は、別紙3「本件諮問事案に係る公文書の一部開示決定処分に対する異議申立て一覧」のとおりである。

2 異議申立人の主張要旨

- (1) 異議申立ての趣旨
本件異議申立ての趣旨は、本件処分を撤廃するとの決定を求めるといものである。
- (2) 異議申立ての理由

異議申立て時の理由

ア 参考人に対する旅費の支給に関する旅費概算精算請求書

- (ア) 旅行者の住所、職業、氏名及び印影を個人に関する情報として非開示としたことは、異議を唱えるものではない。

しかしながら、すべての事項を非開示とすることは誤りであり、すべての事項の中の公金の支出額を知ろうとしているだけである。公金の支出額を知るとは、当然の権利であり、知事は開示権利を十分尊重しなければならない

- (イ) 申立人は、道民の安全と秩序を脅かすことになりかねない犯罪捜査及び内偵捜査の内容を開示請求するものではない。公金の支出額を開示することで、公共の安全と秩序を維持するための警察活動に重大な支障を及ぼすとは考えられない。

公金の支出額を明らかにすることで、どのようにして警察活動に重大な支障を及ぼすかを具体的に事例と構図を示して説明してもらいたい。捜査責任者が捜査上必要と判断して協力を要請し、その求めに応じて出頭した警察参考人の捜査活動の実態が明らかになることもありえない。無関係である。

- (ウ) 公金の支出額を開示することによって、保秘を前提とした警察に対する協力関係や信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、情報提供者を含めた関係者等の周辺に危害、不利益が及ぶおそれがあることはありえないばかりか、全く無関係である。

公金の支出額は公益性の高いものである。故に、知事は開示しなければならない。

イ 清掃委託会社への支給に関する支出命令書

支出命令額(金額)、請求金額及び請求内訳としての金額を非開示としているが、知事の判断は誤りである。

公金の適正な金額を知るとは、公益性の高いものであり、道民の当然の権利である。これらの金額を開示することで、どのようにして法人の販売、営業上の事項に属する情報で、開示することによって、当該法人の事業活動が損なわれると認められるのかを、具体的に事例と構図を示して説明してもらいたい。

実施機関等の主張変更後の意見

参考人に対する旅費の支給に関する旅費概算精算請求書

ア 申立人は、個人のプライバシーを開示請求するつもりは毛頭ない。個人のプライバシーを侵害しない範囲で開示を求めるものである。

イ 金額（請求額）だけから特定の個人を識別、私生活上の情報、個人の特定又は推認、出発地、到着地等の個人のプライバシーに関する情報が明らかになるとは、到底考えられない。

また、「月日、出発地、到着地、車賃、鉄道賃、船賃、航空賃」は、個人の特定又は推認のおそれがあるが、「車賃等の計、日当日数、宿泊夜数、食卓料夜数、日当、宿泊料、食卓料、日当・日数等の計、合計」からは個人が特定又は推認されるおそれはなく、個人のプライバシーには該当しない。

3 実施機関等の説明の要旨

(1) 異議申立て時の説明

異議申立人に対する実施機関等の説明要旨は、次のとおりである。

実施機関等は、本件処分時においては、おおむね次の理由から本件公文書に記録されている情報が非開示情報に該当する旨主張していた。

参考人に対する旅費の支給に関する旅費概算精算請求書

ア 参考人が識別される情報を開示すると、今後、参考人からの協力が得られなくなる。また、事件の犯人から参考人に対して、報復、脅迫、嫌がらせ等が行われるおそれがある。

イ 参考人の人数、請求額等公文書の一部の情報であっても、開示された場合には、犯人自身が知っている情報と結びつけて参考人を識別することが可能となる。

清掃委託会社への支給に関する支出命令書

ア 別紙3の整理番号1の公文書

支出命令額（金額）、請求金額及び請求内訳としての金額については、法人の販売、営業上の事項に属する情報で、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれると認められる。（原処分時 平成9年11月7日）

なお、平成10年2月24日に原処分を一部撤回（局経第360号）し、異議申立ての対象としていた非開示情報（支出命令額（平成4年度から平成7年度まで）や請求金額及び請求内訳としての金額（平成7年度まで））を開示したことから、清掃委託会社に係る審議の対象となる情報はない。

イ 別紙3の整理番号3の公文書

原処分時においては、異議申立ての対象としている非開示情報はない。

(2) 主張変更後の説明

参考人に対する旅費の支給に関する旅費概算精算請求書

実施機関等は、本件異議申立ての後、本件公文書に記録されている情報はすべて非開示情報に該当するというこれまでの主張を変更し、一部の情報については、開示する旨主張した。実施機関等が主張変更後も非開示を維持する項目及び非開示理由については、別添のとおりである。